

南会津町構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南会津町

2 構造改革特別区域の名称

南会津町果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

南会津町の区域の一部（田島地域）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置、地理、地形、交通

当町は、福島県の南西部に位置し、南会津郡の下郷町・只見町・檜枝岐村、大沼郡の昭和村に隣接し、南は栃木県那須塩原市・日光市に接しています。東西 43 k m、南北 38 k m、総面積 886.47 k m²で、その 91%を森林が占めています。

地形は、越後山系から連なる帝釈山（標高 2,059.6m）を最高峰に、四方を急峻な山に囲まれた山岳地帯です。

河川は、荒海山を源とする阿賀野川水系と尾瀬を源とする伊南川水系の 2つを有し、水系とその支流沿いに国道が 5 路線走り、集落が散在しています。

当町の道路体系は、国道 121 号を中心とした 4 路線の国道が町内を循環し、さらに昭和村へ通ずる国道 400 号を加えた 5 路線の国道と 4 路線の県道が骨格となり、それらを結ぶ多くの町道による道路網が形成されています。しかしながら、高速道路や空港へのアクセスはいずれも 1 時間以上を要する状況にあり、基幹道路の整備は住民生活の利便向上や地域振興上からも重要な課題となっています。

(2) 気候

気候は、夏は朝夕しのぎやすい大陸型、冬は厳しい日本海型に属し、田島地域は豪雪地帯、館岩・伊南・南郷地域は特別豪雪地帯に指定されています。

(3) 人口

当町の人口は、昭和30年の34,703人をピークに、国の高度経済成長とともに若者を中心に都会への人口流出が進み、昭和35年から45年の10年間は特に人口減少が著しく過疎化が進行しました。これは働き手を中心とした都市部への人口流出とともに、田島地域の八総鉱山の廃鉱により多くの従業員とその家族が当町を離れたことが主な要因となっています。

近年、人口減少の程度はやや鈍化傾向にあるものの、若年層が著しく少ないことや少子化傾向にあることなど、従来の社会的要因による減少に加え、少子化の進行による自然減が進む傾向にあり、産業の停滞、集落機能の低下、後継者不足など生活全般にわたり大きな社会問題の要因となっています。

(4) 産業

第1次産業就業者は、昭和35年の9,013人(54.0%)から年々減少し、平成22年には1,320人(15.2%)にまで減少しています。その多くは零細な兼業農林家ですが、トマトや花卉、アスパラガス栽培などでは、生産規模の拡大を図ることで、経営の安定を目指す意欲的な担い手も多く見られます。

第2次産業就業者は、昭和55年まで年々増加し4,928人(37.1%)となりましたが、その後は年々減少傾向にあり平成22年には2,374人(27.4%)となっています。製造業は精密機械部品・光学ガラス部品・通信機器・衣料・縫製業等の誘致企業が主ですが、長引く不況の影響から撤退する企業も見られ、就業の確保が非常に厳しい状況にあります。

第3次産業就業者は、昭和50年の4,374人(32.8%)から平成12年度までは年々増加していましたが、平成17年度から減少に転じ、平成22年には4,961人となりました。一方、従事者の割合は年々増加し、平成22年度には57.2%と6割近くを占めています。特に、卸売小売業、飲食店従事者をはじめ各種サービス業従事者が多くなっています。また、昭和51年に南郷スキー場、昭和55年にたかつえスキー場、昭和57年に台鞍山スキー場(現だいくらスキー場)、平成元年に高畑スキー場が開設され、スキー場の周辺には、民宿、ペンション等も開業するなど冬期間の雇用対策や地域経済の活性化に大きな役割を果たしてきました。今後は、さらなる地場産品の消費拡大など地域資源を活用した農商工連携による6次産業の展開により就業者の増加が期待されます。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

当町の農林生産物の多くは、これまで農業協同組合を中心に1次産品として出荷されているため、農産物等の付加価値向上や販路拡大等これまで以上に地域資源を効果的に結びつけた新たな産業の創造が求められています。

このような中で、リンゴを生産している果樹農家についても、果実酒造りによる新たな販路の確保を模索しています。

当町の第2次総合振興計画の目標の柱の1つにおいて地域産業のブランド力や競争力の強化、起業・創業支援の充実を掲げており、地域資源を活用した新たな特産品の開発や雇用創出、町民所得の向上に向けて支援していく必要があります。

5 構造改革特別区域計画の意義

当町の農業を取り巻く環境は、特別豪雪地帯（一部豪雪地帯）という自然条件に加え、原発事故に伴う風評被害や産業構造の変化により厳しい状況が続いています。当町の農業は兼業農家が大多数を占め規模が小さく稲作が中心であり、後継者不足や従事者の高齢化等により、さらに厳しい経営環境となっています。このため気象条件や土壌に適合したトマトやアスパラガス、花卉等の栽培を進め、稲作中心の農業から花卉、園芸作物を取り入れた複合農業への転換をさらに推進し、経営の安定化を図る必要があります。

今回の特例措置を活用することにより地域オリジナルの果実酒（ワイン、シードル）又はリキュールの製造を行うことで、新しい地域産品が生まれるとともに、リンゴ栽培が一層普及して農地の利用が促進され、耕作放棄地の解消が見込まれます。

また、町内にある4酒造会社が連携して進めてきた地酒をとおした都市との交流に新たに果実酒が加わることによって、さらなる交流の輪が広がる活動展開も考えられることから、構造改革特別区域計画の意義は大きいものがあります。

6 構造改革特別区域計画の目標

地域特性をいかした創業支援と各種産業間の連携を強化する推進体制を構築していくこととしています。さらに、構造改革特別区域計画を推進することにより、

- (1) 新たな特産品の開発と既存特産品との連携による「南会津町ブランド」の確立
- (2) リンゴ等の果樹生産の拡大による耕作放棄地の解消
- (3) 醸造所を核とした地域コミュニティの充実
- (4) 空き店舗の有効活用

を実現し、地域活性化、農業所得向上による自立的な地域農業の持続的発展に資することを目標とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな特産品・地域ブランドの創出

本地域では、夏秋トマトを代表する「南郷トマト」が地域ブランドとして確立しているとともに「南郷トマトジュース」が商品化されています。

今回、農産物のリンゴを使用した果実酒が新たに商品化されることにより、特産品の幅が広がるとともに、「南会津町」というブランドの確立が進みます。

(2) 地域農業の振興

生産販売していたリンゴに加え、新しい特産品に果実酒が加わることで、生産面積の拡大による耕作放棄地の減少や担い手の確保、所得の向上も期待され、地域農業の振興が図られます。

(3) 農業・観光業等の連携による地域活性化

リンゴの収穫体験など観光業と連携した体験型農業の受入促進、都市と農村の交流拡大が期待されるほか、消費者から好評を得ている日本酒と組み合わせることで、新しい特産品による着地型観光を推進し、観光客の増加が期待できます。

【目標指標】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
特産酒類取扱い店舗数	2 軒	2 軒	2 軒	5 軒	5 軒
特産酒類（果実酒又はリキュール）製造量	2 kℓ	2 kℓ	2 kℓ	3 kℓ	3 kℓ

8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) リンゴの生産振興

耕作放棄地の活用によるリンゴの生産を促進し、果実酒の原材料確保へ向けての環境づくりと進めるとともにリンゴ生産農家のネットワークづくりの充実を図ります。

(2) 新規就農者支援、耕作放棄地対策

認定農業者制度と町独自の新規就農者支援事業を活用し、農業の担い手育成・確保を図りながら、リンゴ栽培面積の拡大を促し、耕作放棄地の減少を図ります。

(3) 観光業との連携

道の駅「たじま」や町の駅「ふるさと物産館」等の地元農産物の販売と連携しPR・周知を行うとともに、新たな地酒として当町で条例化されている「地酒で乾杯プロジェクト」に参画することで、町民へのアピールも可能になり、ふるさと納税の返礼品として町外の方にもアピールすることが出来ます。

また、農作業体験等をはじめとする観光農園整備を進め、観光との連携を目指します。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定されたリンゴ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

南会津町の区域の一部 (田島地域)

(3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、地域の特産物として指定されたリンゴ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が地域の特産物として指定したリンゴ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 (6 kℓ) が、果実酒については2 kℓ、リキュールについては1 kℓにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検

査や調査の対象とされる。

当町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。